

事 務 連 絡
令 和 3 年 7 月 9 日

各都道府県・市区町村衛生主管部(局)
各都道府県・市区町村民生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

ホームレス等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種機会の確保について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）（以下「自治体向け手引き」という。）において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示ししているところです。また、居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上終夜営業店舗等に寝泊まりしている方（以下「ホームレス等」という。）については、定まった住居を持たないこと等を理由に周知が行き届かない場合があることを踏まえ、ホームレス等への接種に当たって特にご留意いただきたい事項について、「ホームレス等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の周知等について」（令和3年4月30日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室、社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）によりお示ししているところです。

各自治体のご尽力によりホームレス等への接種に関する周知は徐々に浸透してきているところですが、ホームレス等が接種券を得ることができても、本人確認書類をもっていないこと等により、接種会場の受付が困難になっているケースがあること等を踏まえ、今般、本人確認方法の柔軟な取扱や各自治体及びホームレス支援団体等の連携事例を下記のとおりお示しします。

各自治体におかれては、衛生主管部局及び民生主管部局が連携して、ホームレス支援団体等の協力も仰ぎながら、ホームレス等に対し新型コロナ予防接種の接種機会の確保を図っていただきますようお願いいたします。

記

1. ホームレス等に対する本人確認方法について

ホームレス等が接種券を得ることができても、本人確認書類を所持していない場合、接種実施医療機関や接種会場の受付が困難になるおそれがあります。そのため、例えばホームレス等が当該自治体に接種券を請求する際に、本人確認書類所持の有無を確認し、無い場合はその場で氏名・生年月日等の聞き取りを行った上で、当該自治体にて本人確認を実施した旨の別紙等を作成し、接種時の本人確認書類と代えるなどの対応を市町村

の裁量で行うことが考えられます。

また、本人確認書類としては、自治体向け手引きで例示されているマイナンバーカード、運転免許証、被保険者証の他にも、通常、市町村で本人確認に用いる書類を活用して差し支えございません。

取り扱いの検討に当たっては、2. に記載する自治体の取組もご参考にいただけますようお願いいたします。

なお、住民登録のないホームレス等についても、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第6条の2の規定等に基づき、氏名等を含め接種記録を適切に管理いただくようお願いいたします。

2. 自治体及びホームレス支援団体等の連携事例について

A市では、ホームレス等の方のワクチン接種機会の確保について、相談窓口等を案内した接種勧奨ビラを作成し、巡回相談員がビラを渡して、接種勧奨、必要に応じて相談窓口への同行を行うとともに、その後の再勧奨、接種確認、健康観察を行っています。また、ホームレス支援団体が窓口となり、接種を希望する方に接種券再発行申請を受け付けてワクチン接種に取り組んでいます。本人確認書類がない方については、本人への聞き取りを行い、保健所と連携し、本人確認書類の代わりとなる引換証を発行することで対応しています。

B市では、ホームレス等の方が集まる炊き出しなどへの巡回相談において、自立相談支援機関の巡回相談員がワクチン接種希望の聞き取りを行い、本人確認書類を所持していれば、自立相談支援機関が接種券再発行申請書を受領して市に提出し、発行された接種券は自立相談支援機関を通じてホームレス等の方へ交付することとしています。また、本人確認書類がない場合は、申立書（本人が申し出た氏名、生年月日を記載及び巡回相談員が撮影した写真を添付）を提出することで接種券の発行が可能となるよう検討しています。

参考までに、各自治体で活用可能な接種勧奨ビラ、引換証等の様式を添付します。

3. 新型コロナ予防接種に係る周知の強化について

新型コロナ予防接種に係るホームレス等に対する周知においては、各自治体が作成する資料（広報誌等）や、接種券に同封する事業案内等を活用してください。そのほか、新型コロナ予防接種（接種対象者、使用するワクチン及び接種を受けるに当たって注意すべき事項等）について簡潔かつわかりやすくまとめた資料を別途作成することや、ホームレス等が訪れる可能性のあるネットカフェや簡易宿泊所、カプセルホテル、サウナ等の終夜営業店舗等へ事業案内等を置き、ホームレス等へより周知を図るよう依頼すること等についてもご検討ください。

また、これらの実施にあたり、不安定居住者に対する巡回相談の実施のための支援員の配置又は加配等については、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業の活用もご検討ください。

以上

接種券引換証

受付日：令和 年 月 日

様

月 日 以降に当窓口にて新型コロナウイルスワクチン接種の「接種券」をお渡しますので、「接種券引換証」を必ずご持参ください。

なお、「接種券引換証」は、接種日当日必ず接種会場（※医療機関／集団接種会場）へもご持参ください。接種するのに必要な本人確認書類となります。

■接種日予約

1 回 目	予約日時： 月 日 () :
	予約会場：
2 回 目	予約日時： 月 日 () :
	予約会場：

【当日の持ち物】

- ・接種券
- ・予診票（あらかじめご記入の上、お持ちください）

【注意点】

- ・明らかに発熱がある場合や、体調が悪い場合などは、接種を控え、コールセンターにご連絡ください。
▼コールセンター
ナビダイヤル：0570-xxxxxxx 運営時間9：00～21：00 土日祝含む
Tel xx-xxxx-xxxx：ナビダイヤルがご利用いただけない方等は、こちらの番号におかけください。
- ・肩を出しやすい服装でお越しください。
- ・ワクチンの効果を十分得るために、同じ種類のワクチンを一定の間隔を空けて2回受ける必要があります。
- ・クーポン券は、2回分の「接種券」や「予防接種済証」が1枚になっています。
毎回 切りはなさず台紙ごとお持ちください。
- ・お薬手帳をお持ちの方はご持参ください。
- ・マスクの着用にご協力ください。
- ・ワクチンの接種は強制ではありません。

■本人確認

○医療機関／集団接種会場 接種担当者様

本「接種券引換証」と接種券（※接種券NO. ）を持参し

接種に来られた場合は、先般、区役所にて本人確認を実施しておりますので、

本証をもって本人確認済みとしてください。

〇〇市

管理NO.

区-

●ホームレスの方への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

新型コロナウイルス感染症ワクチンを接種するためには、住民票所在地の自治体が発行する『接種券』が必要です。ホームレスの方から予防接種の相談があった際は、下記のとおり支援をお願いします。

「接種券再発行申請書兼送付先変更申請書」を

〇〇〇〇会 でとりまとめたうえ、〇〇課に提出。

→ 後日、〇〇課から、〇〇〇〇会 に接種券をまとめてお渡しします。

→ 〇〇〇〇会 から、ご本人に接種券を渡していただくようお願いいたします。（その後、接種の予約が必要です。）

★住民票が〇〇市内にあるか、既に消除されている場合の手続きについて

- ①別添の「接種券再発行申請書兼送付先変更申請書」を記入し、〇〇市〇〇課へご提出ください。
当課への申請書提出にあたっては、接種を受ける本人ではなく、〇〇〇〇会で取りまとめていただきますようお願いいたします。
※申請書の提出は郵送または当課へ直接持参いただきますよう、お願いいたします。
※申請書の提出及び予防接種時には、接種を受ける人の「本人確認書類」が必要となります。
- ②当課を介してワクチン接種担当部署へ申請書を提出し、〇〇〇〇会に「接種券」をお渡します。 ※他の支援団体さんがご協力してくださる場合も、対応可能です。ご相談ください。
- ③〇〇〇〇会から、ご本人に接種券を渡してください。ご本人と一定期間連絡が取れない場合は、接種券を〇〇課に返してください。当課からワクチン接種担当部署に届けます。
- ④接種券の発行後、予防接種の予約をする必要があります。（会場は〇〇市内の接種可能クリニックか集団接種会場となります）
- ⑤ワクチンは2回接種する必要があります。接種の間隔は、ファイザー社製ワクチンは通常3週間、モデルナ社製ワクチンは通常4週間です。

★住民票が〇〇市外にある場合の手続きについて

住民票所在地の自治体にて、接種券の発行手続きを行う必要があります。自治体によって手続き方法は異なりますので、住民票所在地の自治体窓口にご相談ください。

※〇〇市外に住民票のある方が市内の接種会場において接種を受ける場合は、インターネット又は郵送にて住所地外接種の届出を行った後、〇〇市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター（×××-×××-××××）に電話して、接種の予約をしてください（予約専用サイトからの予約はできません）。

住まいがない方へ

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ



(無料 (公費負担))



- 65歳以上の方（昭和32年4月1日以前に生まれた方）から順番にワクチン接種を開始しています。
- ワクチンは3～4週間程度の間隔で2回接種します。
- ワクチン接種は強制ではありませんが、新型コロナウイルス感染症を予防するため、接種にご協力をお願いします。
- 接種方法など詳しいことは、最寄りの区役所でお尋ねください。

- ワクチンは、発症を予防し重症者や死亡者の発生をできる限り減らすことを目的としています。
- ワクチンを受けた人は受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症する人が少ないことが分かっています。
- ワクチン接種後、副反応が起こる可能性があります。そのため、接種会場で15～30分間、急性アレルギー反応などの様子を見ます。なお、接種後に接種部の痛み、倦怠感、発熱などが発生する可能性があります。多くは数日で治ります。
- ワクチン接種後も他の人への感染を防止するため、マスクの着用など、感染予防対策の継続をお願いします。

裏面をご覧ください

お問い合わせ先

〇〇市新型コロナウイルスコールセンター

Tel : ××××-×××××× ××-××××-××××

受付時間 : 9時から21時まで (土日祝含む)

〇〇市

各自治体加工用(役所で手続きする場合)

ワクチンの接種に関するご相談はお近くの 区役所窓口へ

※ご相談の際はこのビラを持ってきてください。

<ワクチンを受けるまでの流れ>

- ① 区役所で申請書を書いてください。
 - ② 接種券引換証(本人確認書類)を渡します。
- (↓ おおよそ□□日後)
- ③ 区役所が決めた日に接種券引換証を持って、
区役所窓口まで来てください。
 - ④ 区役所からあなたへ必要な書類を3つ(接種券・予診票・接種券引換証)渡します。
 - ⑤ 区役所でワクチンを受ける日にちと場所を
予約します。

▲▲接種会場、 ■■接種会場



- ⑥ 予約した日に④で渡した必要な書類3つを持って、予約した場所でワクチンを受けましょう。

住まいがない方へ

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ



(無料 (公費負担))



- 65歳以上の方（昭和32年4月1日以前に生まれた方）から順番にワクチン接種を開始しています。
- ワクチンは3～4週間程度の間隔で2回接種します。
- ワクチン接種は強制ではありませんが、新型コロナウイルス感染症を予防するため、接種にご協力をお願いします。
- 接種方法など詳しいことは、最寄りの区役所でお尋ねください。

- ワクチンは、発症を予防し重症者や死亡者の発生をできる限り減らすことを目的としています。
- ワクチンを受けた人は受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症する人が少ないことが分かっています。
- ワクチン接種後、副反応が起こる可能性があります。そのため、接種会場で15～30分間、急性アレルギー反応などの様子を見ます。なお、接種後に接種部の痛み、倦怠感、発熱などが発生する可能性があります。多くは数日で治ります。
- ワクチン接種後も他の人への感染を防止するため、マスクの着用など、感染予防対策の継続をお願いします。

裏面をご覧ください

お問い合わせ先

〇〇市新型コロナウイルスコールセンター

Tel : ××××-×××××× ××-××××-××××

受付時間 : 9時から21時まで (土日祝含む)

〇〇市

各自治体加工用(支援団体が手続きを代行する場合の例)

ワクチンの接種に関するご相談はお近くの

「〇〇」は支援団体の
名称を入れることを想定

〇〇へ

※ご相談の際はこのビラを持ってきてください。

<ワクチンを受けるまでの流れ>

① 〇〇で申請書を書いてください。

② あなたのかわりに〇〇が区役所へ申請書を
持って行きます。

(↓おおよそ□□日後、〇〇があなたのところへ伺います。)

③ 〇〇からあなたへ必要な書類を3つ(接種
券、予診票、接種券引換証(本人確認書類))
渡します。

④ 〇〇でワクチンを受ける日にちと場所を
予約します。

▲▲接種会場、 ■■接種会場

↓

⑤ 予約した日に③で渡した必要な書類3つを
持って、予約した場所でワクチンを受けま
しょう。